

生徒心得

この心得は、本校生徒として意義ある学校生活を送り、将来良識ある社会人となるために必要な基本的事項を規定したものである。

<校内生活>

1 登校・下校・欠席・遅刻・早退

- (1) 学校は集団生活の場である。時間を守り、常に勤勉でけじめのある生活態度で望む。
- (2) 遅刻・欠席の場合は、必ず始業前にクラス担任に連絡する。
- (3) 早退または外出するときは、担任に届け出て許可を受ける。
- (4) 終業後は速やかに帰宅、帰寮する。
- (5) 登下校を含む学校管理下の活動においては、安全上の理由から、原則サンダル類の使用は認めない。
- (6) 登校時間を17:05から（昼間授業〔9:05から・13:05から〕）とする。それ以外の時間に校舎へ立ち入る際は、職員室へ用件を申し出、教職員の許可を得ること。

2 校内規律

- (1) 常に礼儀正しく、挨拶を欠かさない。
- (2) 学校には、学習に必要なものは持ち込まない。
- (3) 生徒間の金銭の貸借は行わない。また物品の売買や寄付行為等は厳禁する。
- (4) 校内での文書配布・ポスター等の掲示は、事前に学校に届け出て許可を受ける。
- (5) 上靴は動きやすい運動靴を基本とする。（サンダル類は不可）
- (6) 令和7年度以降に入学した生徒は、儀式的行事等（入学式、生活体験発表、校内探究報告会、卒業式）においてTPOを踏まえた服装を心がけること。
- (7) 休み時間から継続して、トイレや玄関ホールで中座する場合、またはそれが想定される場合、教科担当教員（いなければ担任）へ連絡すること。想定できずやむを得ない場合はこの限りではない。
- (8) 移動教室等で学年教室が空く際、生徒が休養等でその学年教室を使用することはできない。

3 校舎及び施設、設備の利用

- (1) 教室及びその他の場所、校具、備品を利用するときは、事前に関係の先生の許可を受ける。
- (2) 校舎及び校内の施設・設備は大切に扱う。万一破損した場合は、速やかに学校に届け出る。
- (3) 火気を使用する場合は、関係の先生に届け出て、許可を受ける。ストーブの操作は先生にしてもらうこと。

<校外生活>

- 1 身分証明書は、必ず携行する。
- 2 夜間の外出は、午後11時までとする。
- 3 寄宿生以外のアルバイトについては、事前に届け出を高校へ提出すること。
- 4 次に挙げる事項は禁止する。

法令や北海道青少年健全育成条例等で禁止されている行為等。また、「喫煙」・「飲酒」については、20歳以上の生徒であっても、学校敷地内を含む校舎内外や日高高校寮内外やその敷地内、通学途上は禁止する。

<その他>

- 1 運転免許取得や通学等については別に規程を定める。
- 2 制服については別に規程を定める。

TPO を踏まえた服装について

本校は、「生徒の個性や多様性を尊重した学校づくり」という観点から、令和7年度入学生より制服を廃止した経緯がある。ただ、一人一人が時間と場所と目的 TPO (time : 時、place : 場所、occasion : 目的) にあわせて服装を判断する力を身につける必要があると令和6年度後期生徒会執行部は考え、入学式、卒業式、ひだからタイムの発表、生活体験発表の際の服装としてふさわしくないものの具体例を策定した。

以下、具体例。

- (1) ズボンのウエストの部分が腰の位置から上下しないもの
- (2) ボロボロジーンズ、ダメージジーンズ
- (3) タンクトップ、キャミソールなどの露出度が高い服
- (4) 肌が透けて見える服
- (5) ミニスカート、ショートパンツ（膝が隠れる程度とし、スパッツをはいたものも不可）
- (6) 黒、紺、肌色以外のカラータイツ
- (7) レザーの衣類
- (8) つなぎ
- (9) オーバーオール
- (10) (出身校の校名・校章等を含む場合の) 他校の制服・変形学生服
- (11) 萤光色が生地の大半を占める衣類（右図参照）
- (12) 帽子等の被り物
- (13) ティアラ、カチューシャ、ヘアバンド
- (14) 手袋
- (15) コート類、ジャンバー
- (16) ズボンに装着するチェーンなどのアクセサリー類
- (17) 黒、紺、茶色以外のベルト
- (18) ガチャベルト、ベルトバックルの装着
- (19) ネックレス、指輪、ピアス（透明ピアスも含む）、ブレスレットなどのアクセサリー類

CFF	CFC	CF9	CF6	CF3	CF0
CCF	CCC	CC9	CC6	CC3	CC0
C9F	C9C	C99	C96	C93	C90
C6F	C6C	C69	C66	C63	C60
C3F	C3C	C39	C36	C33	C30
COF	C0C	C09	C06	C03	C00
F0F	F0C	F09	F06	F03	F00
F3F	F3C	F39	F36	F33	F30
F6F	F6C	F69	F66	F63	F60
F9F	F9C	F99	F96	F93	F90
FCF	FCC	FC9	FC6	FC3	FC0
FFF	FFC	FF9	FF6	FF3	FF0
			OFF	FOF	

制服にかかる規定

<夏 服>

指定ポロシャツ（水色）、ワイシャツ、スラックス、ブラウス（半袖可）、スカート。
※必要に応じてブレザー、ニットベスト、セーター、カーディガン等の着用を認める。

<冬 服>

ブレザー、ワイシャツ、ネクタイ、スラックス、ブラウス、リボン、スカート。
※防寒のため、ニットベスト・カーディガン等の着用を認める。
※ストッキングは、黒、紺、肌色で無地とする。
※冬服着用時は必ずブレザーを着用すること。

<通 年>

- ・制服は、すべて標準のものを着用し、購入後に手を加えてはならない。これに反する事実が発覚した場合、再度購入しなければならない（身体的理由等により、事前に職員会議の審議を受け、校長が認めた場合はこの限りではない）。
- ・ワイシャツはすべてのボタンを掛け、胸元を開けない。但し、ポロシャツ着用時はこの限りではない。
- ・ネクタイ、リボンは首元まで絞め、だらしなくならないように着用すること。
- ・スラックス着用時は必ずベルトを着用すること。
- ・スカート着用時は黒、紺、ワンポイントのハイソックスを着用すること。
- ・スカート丈は、膝関節中央部の長さとする。

例)

○



×



<その他>

普段の制服着用は任意だが、儀式的行事及び生活支援部が必要と認める場合（別記）は日高高校生全員が制服を着用する。

衣替えは、気候を考慮し生活支援部が提案する（移行期間を2週間設ける）

（別記）生活支援部が必要と認める場合

- ・外部の方による全体講演（HR教室で行う講演を除く）
- ・生活体験発表
- ・「ひだからタイム」の発表
- ・進路出前授業

生徒の懲戒規程

(目的)

第 1 条 この規程は、北海道日高高等学校生徒の懲戒について別に定める（学校教育法、学校教育法施行規則等）ほか、必要な事項を定めるものとする。

(法的効果を伴う懲戒)

第 2 条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。退学は、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

(事実行為としての懲戒)

第 3 条 謹慎は、家庭において問題行動を反省し、自己を見つめ直すものとする。なお、謹慎となる問題行動及び特別指導期間の目安は、別記のとおりとする。

2 厳重注意は、校長訓戒、教頭説諭、及び生徒指導委員注意とする。

(手続き)

第 4 条 校長は、懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分を行う場合、その生徒及び保護者等に対し、文書により命ずる。

(指導措置の告知)

第 5 条 校長は、懲戒のうち、謹慎を行う場合、生徒及び保護者等に対し、指導内容を申し渡すこととする。

(指導措置の解除)

第 6 条 校長は、懲戒のうち、謹慎を行う場合、生徒及び保護者等に対し、反省状況を鑑み、特別指導の解除を申し渡すこととする。

別記

いじめ（インターネット上のものも含む）	10日程度
暴力・暴言・威圧行為等（対教師も含む）	10日程度
金銭要求	10日程度
身体接触を伴うわいせつ行為	10日程度
わいせつな行為（セクハラ行為）及び盗撮	10日程度
カンニング	10日程度
器物破損	10日程度
授業妨害	10日程度
懲戒に対する指導無視	10日程度

以下省略

「北海道日高高等学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 3 月策定 令和 6 年 9 月改正

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）、北海道いじめの防止等に関する条例及び日高町いじめ防止基本方針に基づき、北海道日高高等学校のすべての生徒が、安心・安全感を土台として充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

なお、個々の行為が「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的に行なうことなく、いじめられた生徒の立場にたって行ないます。

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

- 「生徒の心が満たされていれば”いじめ”はなくなる」
- 「”いじめ”はゆるされない行為であり、いじめる生徒側に問題がある」
- 「ささいに見える行為であっても、行為を受けている生徒側が”いじめ”と感じる行為は”いじめ”である」

との視点に立ち、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。生徒間のいじめが発生しない信頼関係に基づく望ましい集団づくりを目指して全ての教育活動を行ないます。

3 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、生徒指導主事、関係担任、関係教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織（いじめ防止対策委員会）を設置します。ただし、小規模校である本校の実態から基本的に全教職員で対応します。その他、必要に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者の参加を検討します。

4 いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組 【別表】

5 教育委員会や関係機関等との連携

（1）いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、速やかに日高町教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、生徒や保護者等からいじめにより、重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

（2）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報します。

6 保護者等への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者等に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者等に対する支援、いじめを行った生徒の保護者等に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

7 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的観点に配慮し、自らの行為に対する理解を促しながら健全な人間関係を育むことができるように指導していきます。

8 学校評価の実施等

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。

【別表】いじめの未然防止、早期発見・早期対応・解消等に関する取組

項目	生徒に直接かかわる取組	保護者等・地域との連携と教職委の取組
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止のための啓発活動 (生徒会によるいじめについて考える時間、いじめ基本方針の周知及びアンケートの実施等) ○生徒間の信頼関係構築のための集団体験活動 (学校祭等の行事、HR活動等) ○あらゆる場面での発達支持的生徒指導 (生命(いのち)の安全教育、自己肯定感を高める活動、情報リテラシーやマナーの指導、互いの違いを認め合い、支え合う活動等) ○ボランティア活動の実施 (高寿園訪問) ○多様な背景を持つ生徒への適切な支援 ○総合的な探究を通した地域との交流 ○定期的な個人面談の実施(年3回以上、随時) <ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーと連携した心の健康教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒理解に関する校内研修やPTA研修の実施 ○保護者等面談などにおける豊かな心を育む家庭教育のための協力と支援、助言 ○学校だよりやホームページでの取組の紹介と協力要請 ○多様な背景を持つ生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援の実施 ○生徒の人間関係やコミュニケーション能力、学校生活の適応感などを把握する調査ツールを活用した教員間の生徒理解の推進
いじめの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT端末を活用したいじめアンケートの実施 (年2回以上、随時) ○教育相談の実施 ○日常的な生徒の観察と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭からの相談窓口設定と情報発信 ○電話等での日常的な教育懇談の実施 ○産業学習職員や地域からの情報収集
いじめの早期対応	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な初期対応と安全の確保 ○本人及び周囲からの聞き取りによる、身体的精神的な被害の把握 ○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制する体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、肉体的、心的ストレス両面の緩和と根本的解決
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ・暴力は許されないという毅然とした対応 ○本人からの聞き取りによる、事実把握及びその他の原因や背景(心理的ストレス、異質者への嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情)に関する状況把握 ○指導観点を明確にした特別な指導の実施 ○必要に応じ、関係機関(警察、児童相談所)との連携
	暴力を伴う側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人及び周囲からの聞き取りによる、精神的な被害の把握 ○困り感への共感といじめから守ることの約束 ○教員による巡回など、被害の拡大・継続を抑制す

わ な い い じ め た 側	る体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による、心的ストレスの緩和と根本的解決	○生徒に安心感を与える言葉かけ
い じ め た 側	○いじめは許されないという毅然とした対応 ○本人からの聴き取りによる、事実把握及びその他の原因や背景（心理的ストレス、嫌悪感情、嫉妬感情、遊び感覚、ふざけ意識、金銭目的、被害者への回避感情）に関する状況把握 ○他を思いやる正しい人間関係についての指導 ○必要に応じ関係機関（カウンセラー等）との連携	○いじめられた生徒を守る対応への理解 ○冷静な事実確認と生徒への教育的配慮 ○被害生徒・保護者等への対応（謝罪・相互理解）
直接関係が ない生徒	○傍観はいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しさの理解 ○強い意志を持っていじめを見たら大人に通告することの大切さの指導 ○いじめられた生徒、いじめた生徒両者への理解と信頼関係修復への協力 ○いじめが発生しない仲間の在り方について考える	○いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者等に通告できるように指導 ○いじめる側や傍観者にならない強い意志を育成
いじめの解消	○いじめに係る行為が止んでいる子との確認（期間は少なくとも3ヶ月を目安） ○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 ○学校として、生徒に対して安全・安心を確保する	○面談等を通じて、心身の苦痛を感じていないことの確認 ○生徒の気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一と考え「絶対に守る」という気持ちを伝え安心させる

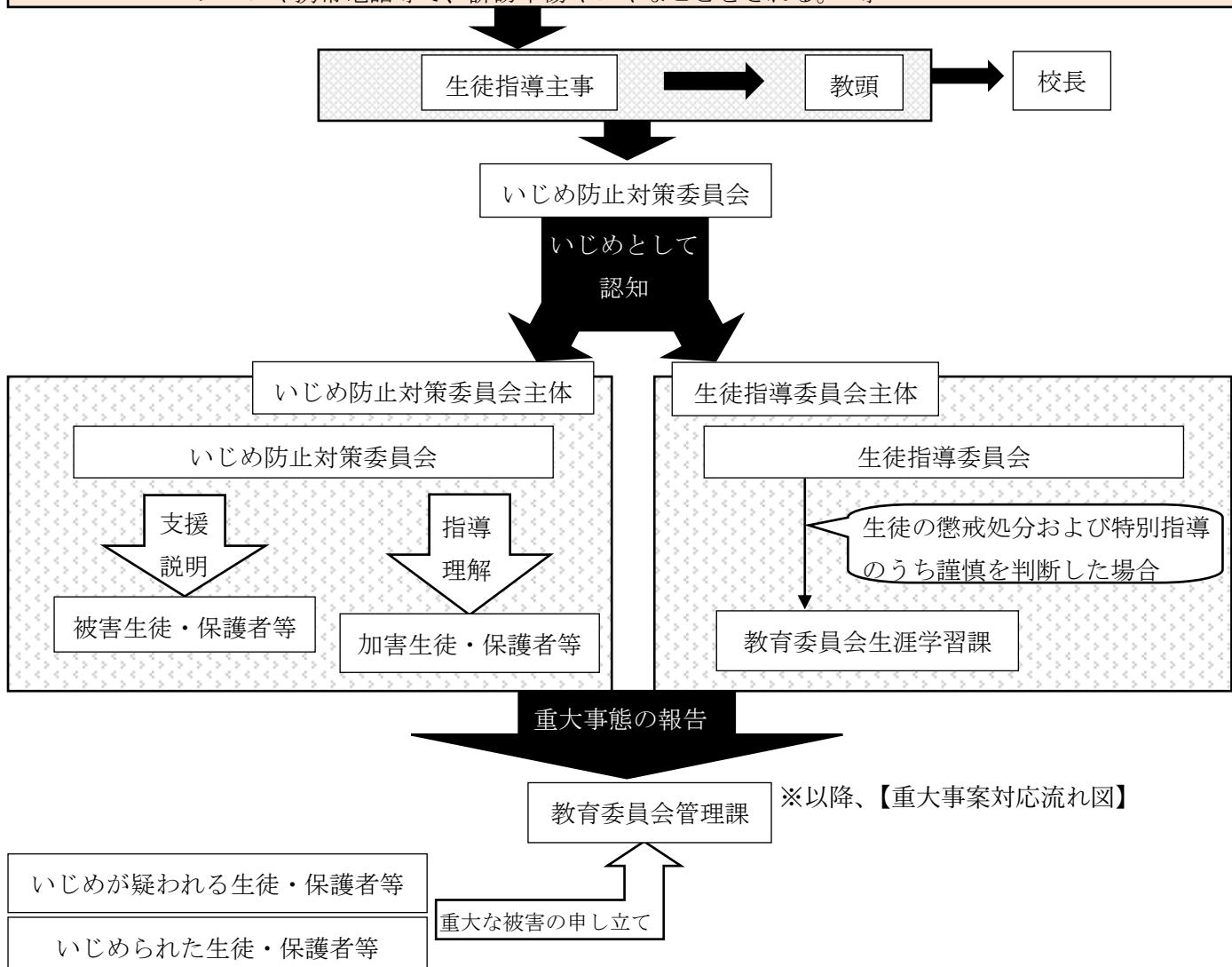
【いじめが疑われる事案発生時の対応フローチャート】

いじめが疑われる事案の発生

【発覚】当該生徒・保護者等からの訴え、学校の教職員等が発見、他生徒からの情報提供（アンケート、教育相談等）、他生徒の保護者等、産業学習G職員、地域、S.C.からの情報提供（懇談、電話連絡）

【主な態様】・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいいやなことをされる。等



※いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとし対応する。

※重大事態

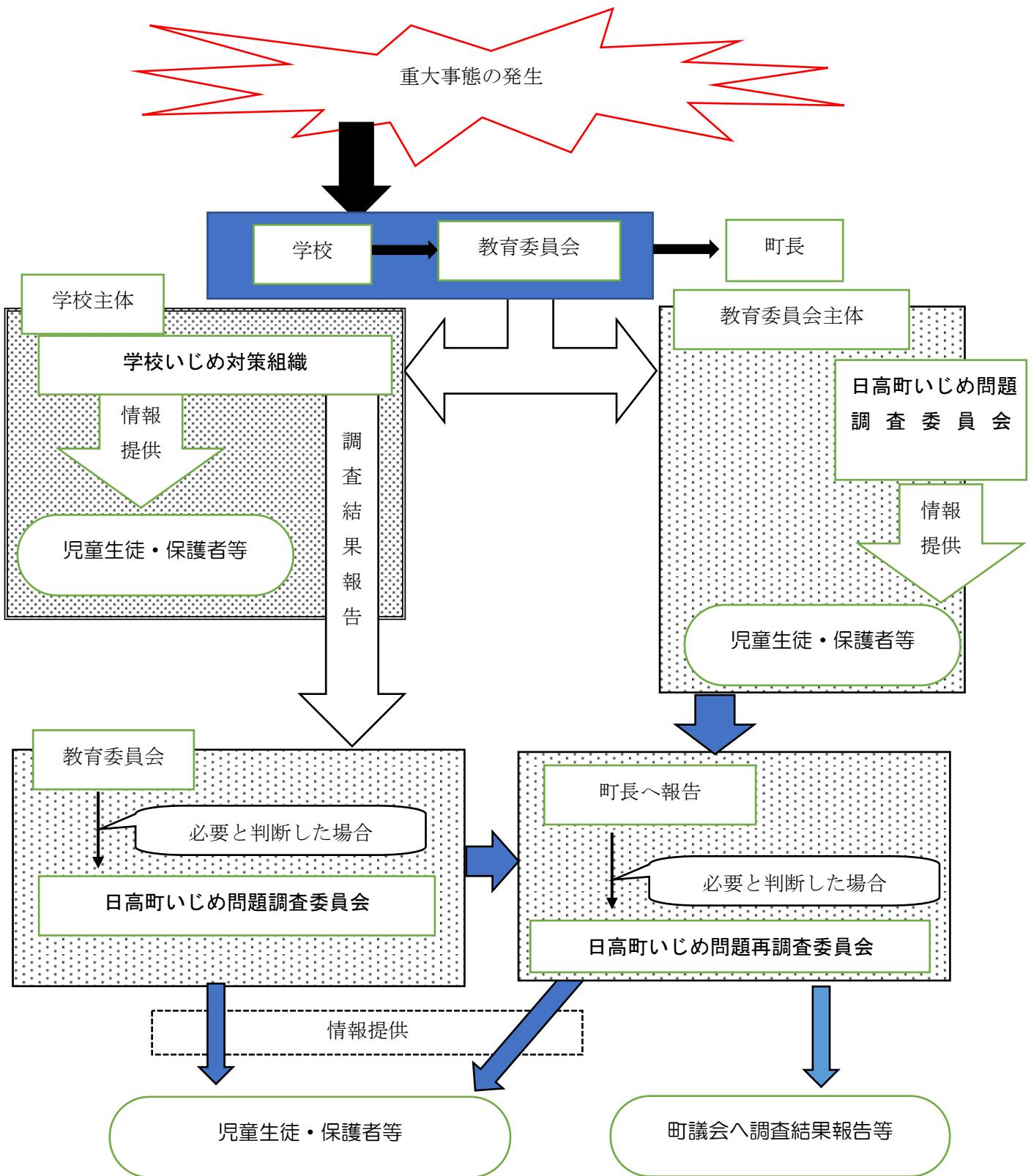
①生命、心身又は財産に重大な被害

自殺を企図（自殺を図った、図ろうとした）、身体への重大な傷害、金品等への重大な被害、精神性の疾患発症

②相当の期間学校を欠席

年間 30 日を目安 連続性がある場合はその限りにあらず

【重大事態対応流れ図】（日高町教育委員会策定より）



交 通 安 全 規 程

第 1 章 総 则

第 1 条 この規程は、本校生徒が交通安全の習慣を身につけ、事故防止を期するため定める。

第 2 条 本校生徒は、厳正な遵法精神を身につけ、自他ともに生命を守るための万全の配慮をしなければならない。

第 3 条 車両を使用する者は、常に車両の点検・整備につとめ、不測の事故を招かないように心がけなければならない。

第 4 条 交通事故にあった場合は、すみやかに学校・警察に連絡しなければならない。

第 5 条 道路交通法で禁止されている行為は禁止する。

第 2 章 運 転 者

第 6 条 運転免許取得の許可基準は次の各号の通りとする。

- (1) 三修制就労通学生又は4年通学生が職場で運転免許を必要とし、職場長の要請があるとき。
- (2) 公的交通機関を利用することができない生徒が、通学のために運転免許を必要とする場合。（高校から3km以上）
- (3) 卒業学年の生徒は、原則進路が決定している場合に限り、保護者等の責任において届け出後、原則冬季休業中より四輪運転免許を取得することができる。但し、学業・就業に対して、支障をきたさないこととする。

第 7 条 運転免許取得後について、次の各号を守らなければならない。

- (1) 運転免許を取得した者は、免許取得後ただちに担任へ連絡する。
- (2) 第8条1、2項に該当しない生徒は、在学中、安全を考慮し運転を禁止する。尚、運転免許証は、卒業時まで保護者等の責任において管理する。

第 8 条 運転者は、車両運転において次の各号を守らなければならない。

- (1) 交通法規及び交通道徳を遵守し、交通安全に心がける。
- (2) 遊びの目的の運転はしない。また、保護者等以外は同乗させない。

第 3 章 通 学

第 9 条 生徒は所定の通学路を守らなければならない。

第 10 条 保護者等以外の運転による送迎は禁止する。

2 送迎の場合は、申し出を必要とする。

第 4 章 車両通学

第 11 条 車両による通学を希望する者は、車両使用許可願をHR担任に提出し、許可を得ること。

2 許可された者は、車両通学許可証の交付を受けた後、車両通学を認める。

第 12 条 自動車・自動二輪車・原付自転車通学の許可基準は、遠隔地より通学し、公共の交通機関のない者とする。

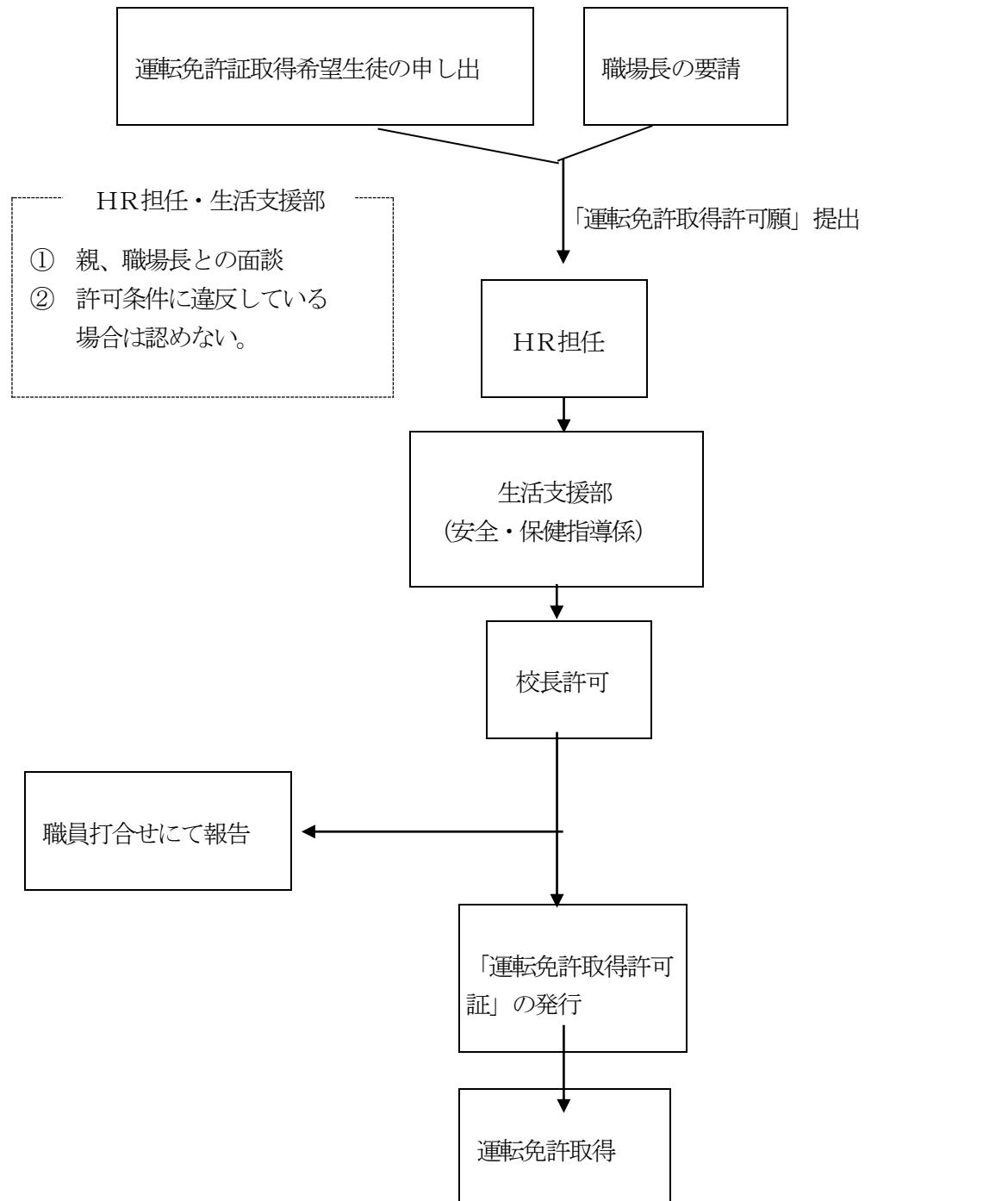
第 13 条 自転車通学の許可基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校が使用車両の安全点検を行い、安全性を認められた車両を使用する。
- (2) 安全点検は前照灯・尾灯・ハンドル・ブレーキ・ヘルメット、その他必要と認められた箇所について行う。

第 14 条 車両通学を許可された者は、次の各号を守らなければならない。

- (1) 所定の通学路を守ること。
- (2) 通学路における車両への他人の同乗は禁止する。
- (3) 駐車は指定区域に限定する。
- (4) 車両の盗難・破損等については、学校は一切の責任は負わない。
- (5) 車両通学許可証は通学時に携行する。
- (6) 登校後、許可を受けない車両の運転を禁止する。
- (7) 以上の項目及び第 2 章の条項に違反した場合は通学許可を取り消す場合がある。

【運転免許取得の過程】



「北海道日高高等学校の部活動に係る活動方針」

令和3年3月策定 令和6年3月改正

本方針は、「北海道の部活動の在り方に関する方針（北海道・北海道教育委員会）」「日高町立学校に係る部活動の在り方に係る方針」（日高町教育委員会作成）に基づき、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等との好ましい人間関係の構築を図ったり、活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒が多様な学びや経験をする場となるよう、学校教育の一環として、教育課程との関連を図ることを目的として策定しました。

1 適切な運営のための体制整備

（1）小規模校である本校は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実（部活動顧問の専門性等）、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう次の部活動を設置します。

【運動部】バスケットボール部、バドミントン部、卓球部、スキーコンクール 【文化部】写真コンクール

（2）部活動に関する相談・要望窓口及び担当は次のとおりです。

連絡先 Tel 01457-6-2626 FAX 01457-6-2678 e-mail hidakahigh3@hokkaido-c.ed.jp

担当 教頭

（3）運動部顧問について、各部に2名の顧問を配置し、適切な指導、運営及び管理を行います。また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めます。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

運動部活動においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁作成）に則り、また、文化部活動においては、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁作成）に則り、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等）、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。

3 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校外の活動（産業学習など）、その他の食事、入浴、休養及び睡眠等の寮生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とします。

（1）学 期 中 週当たり3日以上の休養日を設けます。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日の週休日は、休養日とします）なお、休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行いません。

（2）長期休業中 学期中に準じた扱いで行います。なお、閉寮中は、休養日とします。

（3）活動時間 平日の活動時間は、遅くとも22時までとし、できるだけ短期間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行ないます。なお、活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31°C以上の場合は、原則として活動を行いません。

4 部活動の充実に向けて

- (1) 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題（女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、無月経及び骨粗しょう症）、貧血等）の予防対策に関する正しい知識を得た上で行います。
- (2) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることを踏まえ、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を、生徒に明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど部活動顧問と生徒の両者の信頼関係づくりに努めます。
- (3) 部活動顧問が、生徒のリーダー的な資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに努めます。

部活動等における大会等遠征規程

(目的)

第 1 条 対外行事に参加する生徒は、単に技能が優れているというばかりでなく、精神的にも身体的にも本校を代表する資格を持っていなければならない。学校を代表する生徒の活動は他校等との親善に貢献し、学校の伝統や校風を社会に示すことである。従って、参加する生徒は学校を代表するにふさわしくなければならない。

(対外行事の範囲)

第 2 条 対外行事とは、次の各項をさす。

- 1 運動部系 定通体連、高体連、国体、選抜、その他各種スポーツ団体の開催するもの。
- 2 文化部系 定文連・高文連、生徒会役員・各種委員会等の他校訪問、その他研究会、発表及び対外試合及び対外訪問。
- 3 その他校長が認めたもの。

(参加資格)

第 3 条 対外行事への参加は大会出場資格を得て、日常生活が代表としてふさわしく保護者等が承諾した者とする。ただし、次の項に該当する者は対外行事には参加できない。

- 1 前年度未修得科目を有する者。
- 2 懲戒を受けている者。
- 3 医師の健康診断の結果、不適当と判断されたもの。

(参加人数)

第 4 条 参加人数は原則として大会要項に示されたエントリー数とする。

(参加の許可)

第 5 条 参加者は第3条 (参加資格) にもとづき、顧問を通じて、校長の許可を得なければならない。

部活動の新規設立に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、「日高町立学校に係る部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校の部の新規設立、同好会の新規設立、休部・休会及び廃部・廃会等に関する必要な事項を定めるものとする。

(運動部の新規設立の条件)

第 2 条 運動部の新規設立は次の各項すべてを満たすこととする。

- 1 定通体連主催の大会に参加が可能な人数を満たすこと。
- 2 練習場所および練習に必要な道具類が揃えられること。
- 3 指導が可能な教員が 2 名顧問となること。

(文化部の新規設立の条件)

第 3 条 文化部の新規設立は次の各項すべてを満たすこととする。

- 1 高文連主催の大会に参加が可能な人数を満たすこと。
- 2 練習場所及び練習に必要な道具類が揃えられること。
- 3 指導が可能な教員が 1 名以上顧問となること。

(同好会の新規設立の条件)

第 4 条 同好会の新規設立は次の各項すべてを満たすこととする。

- 1 高体連及び高文連主催の大会に参加が可能な人数を満たすこと。
- 2 引率可能な教員が 1 名以上顧問となること。

(手続き)

第 5 条 部の新規設立は第 2 条 1 から 3 項、又は第 3 条 1 から 3 項における条件を満たした上で、また、同好会の新規設立は第 4 条 1 から 2 項における条件を満たした上で、職員会議の審議を経て、校長の承認を得なければならない。

(休部・休部)

第 6 条 定通体連、高体連及び高文連主催の大会終了後、部員・会員が 0 名であった部及び同好会は、休部・休会とする。

(廃部・廃会)

第 7 条 休部・休会となった部及び同好会が、次年度 4 月末日において、部員・会員が 0 名であった場合、廃部・廃会とする。

(同好会の新規設置の条件)

(経過の措置)

第 8 条 令和4年度にスキーパーク部員であった生徒が、引き続き高体連主催の大会に参加する場合、スキーパーク部員として扱う。また、令和5年度に写真・ドローン部員であった生徒が、引き続き高文連主催の大会に参加する場合、写真・ドローン部員として扱う。

北海道日高高等学校生徒会会則

第 1 章 総 則

(名称及び設置場所)

第 1 条 本会は、北海道日高高等学校生徒会と称し、北海道沙流郡日高町松風町1丁目116番地の2に置く。

(会員の範囲)

第 2 条 本会は、北海道日高高等学校在籍の全生徒を会員とする。

(目的)

第 3 条 本会は、会員が互いに人格を尊重し合い、会員一人一人の学校生活におけるウェルビーイングの向上を図るための活動を通して、社会を創造する一員となることを目的とする。

(権利と義務)

第 4 条 本会会員は、平等な権利を有し、会則を尊重しつつ、定められた会費を納入する義務がある。

第 2 章 役 員

第 5 条 本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
議長	1名
会計長	1名
代議員	各ホームルーム委員長
体育委員長	1名
図書委員長	1名
監査委員長	1名

第 6 条 会長・副会長・議長・会計長は、別に定める役員選挙規程に基づいて選出する。また、代議員を除く他の役員は、各委員会委員の互選により選出する。

第 7 条 会長・副会長・議長・会計長の任期は、10月1日より翌年の9月30日までの1年間とするが、再選については、これを妨げない。

第 8 条 役員の兼任は認めない。

(役員の任務)

第 9 条 本会役員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括し、生徒会に関する一切の責任を負う。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。また、総会を統括・運営し、総会の秩序を保持する。
- 3 議長は、生徒総会の司会・進行を行い、臨時総会・執行委員会の司会も行う。
- 4 会計長は、本会の金銭出納、収支決算を行う。
- 5 代議員の任務は、第3章第2節に定めるところによる。
- 6 体育委員長は、体育委員会を代表し、生徒会の体育的行事に関する責任を負う。
- 7 図書委員長は、図書委員会を代表し、学校図書・読書啓発活動に関する責任を負う。
- 8 監査委員長は、監査委員会を代表し、生徒会会計の監査に関する責任を負う。

第 3 章 機 関

第 10 条 本会は、第3条の目的を達成するために次の機関をおく。

生徒総会 代議員会 執行委員会 ホームルーム 体育委員会
図書委員会 監査委員会 外局

第1節 生徒総会

(権限)

第11条 生徒総会は、本会の意思を決定する最高議決機関である。

(成立及び議決)

第12条 生徒総会は、会員の3分の2の出席で成立し、議決は、出席会員の過半数の賛成で成立する。
賛否同数の場合は、生徒総会における議長がこれを決する。

(動議)

第13条 動議は、議事進行に関するものと提案に関するものとに分ける。

2 議事進行に関する動議については、議長の判断により、その取り扱い方を決する。

3 提案に関する動議については、議長は、出席者の3分の1以上が支持するものについて、これを採択したうえ、賛否を決する。

第14条 生徒総会は、定期総会及び臨時総会をもって、第15条と第16条に規定する諸事項を決定する。
(定期大会)

第15条 定期大会は、毎年5月と10月に会長がこれを招集する。

2 5月の定期大会は、1年間の決算報告ならびに予算および事業計画を決定する。

3 10月の定期大会は、経過報告および反省会、会計報告を行い、会員の承認を得て、次期役員に業務を引き継ぐ。

(臨時大会)

第16条 臨時大会は、次の場合に会長がこれを招集する。

1 代議員および監査委員会の要求があった場合

2 会員の3分の1以上の要求があった場合

第2節 代議員会

(組織)

第17条 代議員会は、各ホームルーム委員長で組織する。

(権限)

第18条 代議員会は、生徒総会に次ぐ議決機関であり、次の事項を決する。

1 執行委員会より提案された事項

2 ホームルームより提案された事項

3 その他必要な事項

(任期)

第19条 任期は、1年間を前期と後期とに分ける。

1 前期は、4月1日より9月30日までとする。

2 後期は、10月1日より3月31日までとする。

(成立と議決)

第20条 代議員の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数の賛成によって議決する。

第3節 執行委員会

(組織)

第21条 執行委員会は、会長・副会長・議長・会計長・執行委員で組織する。

(職務)

第22条 執行委員会は、本会の最高執行機関であり、総会および代議員会の決定に基づき、業務を執行する。なお、執行に当たっては、校長および顧問教諭の承認を受けなければならない。

第23条 執行委員会が執行する事項は、次のとおりとする。

1 執行上必要な具体案の作成

2 予算および決算書の作成と報告

3 その他、必要な事項

第 4 節 ホームルーム

(組織と任務)

第 24 条 ホームルームは、各クラスの生徒をもって構成する。

2 ホームルームは、クラス内の諸問題を協議する。

3 各ホームルームは、生徒会の活動に協力する。

4 ホームルームには、次の役員を置く。やむ得ない事情の時には、兼任も可とする。

委員長 副委員長 会計 各 1 名

体育委員 図書委員 監査委員 選挙管理委員 各 1 名または 2 名

5 各役員の任期については、第 19 条に準ずる。選挙管理委員については、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 節 体育委員会

(目的)

第 25 条 生徒会の行う体育的行事に関して・企画・運営を行う。

(組織)

第 26 条 体育委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた体育委員長が会の活動を統括する。

第 6 節 図書委員会

(目的)

第 27 条 図書の購入、管理および貸出しに関わる業務を行う。

(組織)

第 28 条 図書委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた図書委員長が会の活動を統括する。

第 7 節 監査委員会

(目的)

第 29 条 生徒会会計の適切な運営をはかり、これを監査する。適且、環境美化活動を行う。

(組織)

第 30 条 監査委員会は、各クラスからの選出委員によって組織され、委員の互選によって選ばれた監査委員長が会の活動を統括する。

第 8 節 外局

第 31 条 本会は、その目的を達成するために、外局の設置を認める。

2 外局として認可を申請する場合は、年度当初にその代表が、細則、名簿および活動実績を外局認可申請書に添えて、執行委員会に提出しなければならない。

3 執行委員会は申請を受けてから一週間以内にその審議のための代議員会を招集しなければならない。

4 外局の設置には、代議員会の審議を経たのち、生徒総会の承認を得なければならない。

第 4 章 会計

第 32 条 本会の会計は、月額 500 円の会費のほか、寄付金等によって賄う。

2 本会会計の預金口座名義は、生徒会担当者名義とする。

第 33 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 5 章 拒否権

第 34 条 生徒会長は、代議員会の議決を不適当と認めた場合、これを却下し、再審議させることができる。

第 35 条 学校は、次の場合、生徒会の活動を停止し、また生徒総会等における議決の承認を保留して再審議をさせることができる。

- 1 生徒会活動が、その目的から逸脱したと認められる場合
- 2 生徒総会および各委員会の決定が不適当と認められる場合

第 6 章 辞任およびリコール

第 36 条 執行委員は、次の場合、全会員の投票によって 3 分の 2 以上の同意により解任される。

- 1 執行委員が辞意を表明した場合
- 2 全会員の3分の1以上の署名によるリコール請求があつた場合
- 3 代議員が不信任決議をした場合

第 37 条 監査委員に対するリコール請求は、全会員の投票によって 3 分の 2 以上が同意した場合に認められる。

第 38 条 第 9 条および第 10 条に記された以外の委員会委員長に関する辞意表明またはリコール請求については、当該委員会の内部で協議し問題を処理する。

第 7 章 改 正

(会則の改廃)

第 39 条 本会の会則の改廃は、次の場合、総会において会員の 3 分の 2 以上の同意をもって行われる。

- 1 会員の 3 分の 1 以上の要求がある場合
- 2 代議員の半数以上の発議がある場合
- 3 生徒会長が必要と認める場合
- 4 その他やむを得ない理由がある場合

第 8 章 附 則

第 40 条 本会運営上必要な細則は、すべて執行委員会において作成し、代議員会の承認を得るものとする。

北海道日高高等学校生徒会役員選挙規程

第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は、北海道日高高等学校生徒会会則第 6 条に基づいて定める。

第 2 条 この規定による選挙は、全会員によって行われ、上記第 6 条に定める役員を選出する。

第 3 条 役員の定期選挙は、毎年 9 月に実施する。補欠選挙は、必要に応じ、選挙管理委員会がこれを実施する。

第 2 章 選挙管理委員会

第 4 条 選挙業務を処理するため、選挙管理委員会を設ける。

第 5 条 選挙管理委員会はホームルームで選ばれた 1 名の選出委員をもって構成する。

- (2) 選挙管理委員の任期は、4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。
- (3) 選挙管理委員は立候補者となることはできない。
- (4) 選挙管理委員は、立候補者の責任者となることができない。

第 6 条 選挙管理委員会には選挙管理委員の互選による選挙管理委員長をおく。

- (2) 選挙管理委員長は選挙管理委員会を招集し、会務を統括する。

第 7 条 選挙管理委員会は次の業務を行う。

- (1) 選挙公示
- (2) 立候補者の受付と発表
- (3) 立候補者の資格審査
- (4) 立会演説会に関する事項
- (5) 投票および開票の管理
- (6) 当選者の確認と発表
- (7) 選挙違反行為のあった時の当落の判定
- (8) その他選挙管理に必要な事項

第 3 章 公 示

第 8 条 選挙の公示は、その選挙の 14 日前までとするが、補欠選挙の場合には、10 日前までとする。

第 9 条 選挙の公示に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 選挙の期日
- (2) 立候補届出期間
- (3) 選挙の種別
- (4) 立候補者の資格
- (5) 立候補手続
- (6) その他必要な事項

第 4 章 立候補

第 10 条 生徒会の会員は、会則第6条に定める役員の選挙に、卒業学年である者を除き、立候補することができる。

第 11 条 選挙に立候補する者は、所定の立候補届に必要事項を記入し、選挙期日の 7 日前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。ただし、補欠選挙の場合は、選挙期日の 5 日前までに届け出るものとする。

第 5 章 選挙の方法

第 12 条 選挙は会員の直接投票とする。

第 13 条 投票は1人1票、連記とする。

第 14 条 立候補者がその選挙における定員を超えない場合は、信任投票を行う。

第 6 章 開票および当選

第 15 条 開票は速やかに行い、開票結果を公表する。

第 16 条 当選者となるためには、全会員の過半数の票を得なければならない。

2 過半数の票を得た候補者のない場合は、得票数上位2名により決選投票を行うが、決選投票の場合は、有効投票の多数を得たものを当選とする。

3 信任投票の場合は、会員の過半数の信任を得た場合、当選者とする。

第 7 章 再 公 示

第 17 条 立候補者がいない場合、および立候補者が辞退した場合は、再公示し、補欠選挙の手続きで選挙を行う。

第 8 章 選挙実施要領細則

第 18 条 立候補しようとする者は、責任者1名を必要とする。

第 19 条 立候補者は、他の立候補者の責任者となることはできない。

第 20 条 選挙活動は、公正に行うものとし、次の活動は行ってはならない。

- (1) 立候補辞退の強要
- (2) 金品の贈与
- (3) 他の候補者の活動に対する妨害
- (4) その他不正と認められる活動

第 21 条 立会演説会は、立候補者のほか推薦者の応援演説を認める。